

被爆 75 周年原水爆禁止世界大会  
広島大会「基調提起」

2020 年 8 月 6 日  
原水爆禁止日本国民会議  
事務局長 北村智之

2017 年 7 月 7 日、国連加盟 193 ヶ国中 122 ヶ国の賛成で「核兵器禁止条約」が採択されました。核兵器を「国際人道法」に反する「非人道兵器」として、核兵器とそれに関わるすべてを国際法で「禁止」する、被爆者や原水爆運動が、長年にわたって求め続けている「核兵器廃絶」への歴史的一歩として、きわめて重要な条約です。7 月 7 日現在、批准した国は 39 ヶ国、条約発効まであと 11 ヶ国となり、早期の発効が待たれます。

2020 年 6 月 15 日、スウェーデンの「ストックホルム国際平和研究所」は、1 月時点での世界の核兵器数が、13,400 と発表しました。2019 年からの 1 年間で、465 減少しましたが、米国とロシアの減少数は、ともに老朽化による廃棄数であり、核兵器の近代化にとりくんでいることを考えれば、核兵器廃絶へ進んでいるとは思えません。

今年は、核軍縮を核保有国に求める核拡散防止条約（NPT）の発効から 50 年となる節目の年です、5 年に一度開催される NPT 再検討会議は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックから開催が延期されましたが、NPT をめぐる現状はきわめて重大局面にあり、2020 年の NPT 再検討会議において、最終文書の合意に至らなければ、NPT そのものの存在意義が問われることとなります。

今こそ、唯一の戦争被爆国を名乗る日本政府が、米国の核抑止力に頼る安全保障政策を改め、核兵器禁止条約に批准するとともに、核兵器保有国と非保有国の間に立って、対立の解消と核兵器廃絶への共通したとりくみを、提起しなくてはなりません。

2010 年、米露両国は、「新 START」を締結し、両国の核兵器を 1,550 発に制限することと、年間 18 回の相互査察を認め合いました。「INF 全廃条約」が失効した中であっては、2021 年 2 月に更新期限を迎える「新 START」が、米露間、唯一の核兵器削減の条約です。残された半年間で、米露両国は「新 START」の更新を行い、更なる核兵器削減を行いつつ、NPT 再検討会議における非保有国の意見に耳を傾け、核なき世界へのアプローチに対する、真摯な議論に参加すべきです。そのことが二大核保有国の責務と言えます。

ヒロシマ・ナガサキの「被爆者健康手帳」所持者は、2020 年 3 月末現在、13 万 6,682 人で、前年度より 9,162 人減りました。平均年齢は 83.31 才となり、被爆者が年々高齢化し、人数が減って行く中で、残された被爆者援護課題の前進に向けた運動を強め、解決を急がねばなりません。原爆投下からすでに 75 年を経過した今、新たに「被爆者健康手帳」を取得するのはきわめて困難な状況です。

2019年11月24日、ローマ教皇フランシスコが来日し、ここ平和記念公園で「平和メッセージ」を發しました。「確信を持って、改めて申し上げます。戦争のために、原子力を使用することは、現代において、犯罪以外の何ものでもありません。」と述べ、「武器を手にしたまま、愛することはできません。」と武力の放棄を主張し、「核戦争の脅威で、威嚇することに頼りながら、どうして平和を提案できるでしょうか。」と問いかけました。唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶を主張しながら、米国の核抑止力を、安全保障政策の基本に据える日本政府は、教皇フランシスコの言葉をどのように聞いたのでしょうか。

命の尊厳を基本に、核兵器を非人道的兵器とする「核兵器禁止条約」が発効しようとしている今、私たちは、対話と協調を基本に、国と国、民族と民族の対立を超えて、核兵器廃絶へ、平和の確立へ、確実な一步を踏み出さなくてはなりません。「核先制不使用宣言」、「即時警戒体勢の解除」、「核兵器更新の禁止」、そして日本においては、「プルトニウム利用からの脱却」、「非核三原則の法制化」、「脱原発」など、核兵器廃絶へ、平和の確立へ、やるべき事は数多く存在します。

「核と人類は共存できない」。原水禁運動は、常にひとり一人の命の尊厳を基本に据え、運動を展開してきました。暴走する安倍政権が主張する「戦後レジームからの脱却」は、日本国憲法が規定する、平和と民主主義、基本的人権を否定するものです。日本国憲法の理念のもと、これまでの原水禁運動の正しさに胸を張り、これまでの成果を引き継ぎ、私たちの道をゆるぎない信念を持って、進もうではありませんか。原水禁運動は、安倍政権の核抑止による安全保障政策と原発推進政策、ひとり一人の命をないがしろにする全ての政策に反対して、命の尊厳を基本に、闘いをすすめていきます。

以上、雑駁ではありますが、ポイントを絞った「基調提起」とさせていただきます。

なお、「基調」全文につきましては、原水禁ホームページに掲載してありますので、そちらをご覧ください。